

# 事業報告書等のご提出は「電子申請」で！

メリット



オフィスや自宅から24時間申請可能で便利！



報告書の印刷不要！紙コストや郵便代をカット



窓口での待ち時間ゼロ！スピーディに申請可能



申請後の処理状況もマイページで確認できる！

ご協力お願い  
致します！



大阪労働局需給調整事業部  
マスコットキャラクター「ハケンさん」

申請までの流れ

①e-GOVアカウントを登録（3ステップで完了）

②e-GOV電子申請アプリをインストールしマイページにログイン

③EXCEL→PDFへ変換した事業報告書等を添付する

④e-GOV電子申請システムで提出

URL：<https://shinsei.e-gov.go.jp/>

※各ステップの詳細は、2次元コードのe-GOVホームページをご覧ください



e-GOV電子申請システムのご利用にあたっては、G.bizIDの事前取得がオススメです！！

※G.bizを未取得の事業者様は右記の2次元バーコード、もしくは下記のURLより手続き等のご確認をお願い致します。

[https://pr.gbizid.go.jp/?utm\\_source=gbizid&utm\\_medium=button&utm\\_campaign=fv\\_button\\_lp\\_202505](https://pr.gbizid.go.jp/?utm_source=gbizid&utm_medium=button&utm_campaign=fv_button_lp_202505)



e-GOV電子申請システムを初めてご利用される場合は、右記の2次元バーコード、もしくは下記のURLよりご確認をお願い致します！！

<https://shinsei.egov.go.jp/contents/preparation/beginner>



電子申請の利用方法に関する動画のご案内  
(大阪労働局 公式YouTubeチャンネル)

初めてのe-Gov電子申請  
～導入から初めての申請まで～



<https://www.youtube.com/watch?v=IMLzV7H-dl0>

裏面もご覧ください！

令和8年2月作成



## ご利用にあたっての注意事項

- ・電子申請でご提出いただいた場合は、受理印を押印した紙の控えはお返ししません。提出後の審査状況については、上記ステップにてインストールしたe-Gov電子申請アプリケーション内の、「申請案件一覧」の「申請案件状況」よりご確認頂けます。
- ・提出後、審査完了までには相当期間お時間を頂きますので、予めご了承ください。
- ・労働者派遣事業報告書や有料職業紹介事業報告書といった複数の報告を同時に申請する場合は、1つの申請にまとめるのではなく、必ず報告の種類ごとに申請を分けてください。

## お問い合わせ先

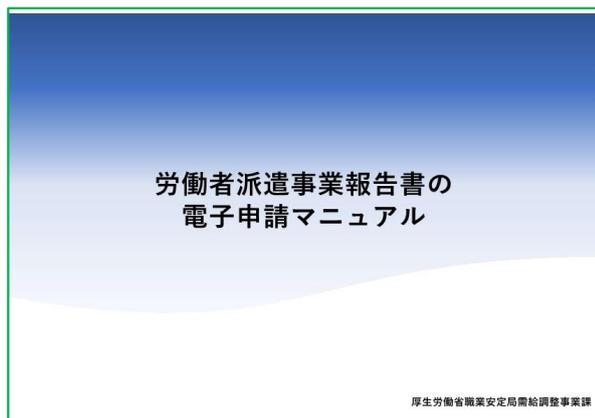
申請内容に関すること：大阪労働局需給調整事業部 需給調整事業第一課 TEL 06-4790-6303  
電子申請の利用方法に関すること：e-Gov利用者サポートデスク TEL 050-3786-2225

大阪労働局ホームページ：<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/home.html>

## ご利用にあたってのお願い事項

- ・報告書を添付する際は、Excel形式ではなくPDF形式に変換したデータを添付願います。
- 複数事業所の報告をまとめて提出される場合は、1つのPDFデータにまとめて頂けると幸いです。

**電子申請マニュアルを是非ご活用下さい！**



URL：[https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/mokuteki\\_naiyou/haken\\_yuuryousyukai.html](https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/mokuteki_naiyou/haken_yuuryousyukai.html)

上記のURLもしくは下記の2次元バーコードよりアクセス頂き、「更新情報」内の「2026年1月」のお知らせよりダウンロード下さい。

